

預金規定等への暴力団排除条項の導入について

柏崎信用金庫では、従来より暴力団等を始めとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおりますが、政府の定めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）を踏まえて、10月1日（金）から各種預金規定及び貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、この取り組みを一層強化いたします。

記

1. 反社会的勢力でないことの表明・確約について

- ・お客さまから、預金・貸金庫のお申し込みを頂く際に、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただきます。

2. 暴力団排除条項について

- ・各種預金規定やその他取引等に暴力団を始めとした反社会的勢力を排除する為の条項を導入いたします。
- ・反社会的勢力に該当すると判明した場合や、暴力的な行為を行なった場合等においてお取引をお断りさせていただきます。
- ・取引開始後に、お客さまが反社会的勢力に該当すると判明した場合や、暴力的な行為等を行なった場合には、取引を停止し、お客さまへの通知により取引を解約させていただきます。
- ・改定後の規定につきましては、既にお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

3. お客さまへのお願い

- ・当金庫では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりますので、お客さまにおかれましては本取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※反社会的勢力とは

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。また、暴力的な要求行為、法的な責任を超えて不当要求行為などを行なった場合もこれに該当します。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

TEL (0257) 24-3321 (代)
コンプライアンス室